

文化の振興等に係る連携・協力に関する協定書

京都府及び石川県（以下「両府県」という。）は、次のとおり文化の振興等に係る連携・協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、伝統文化を大切に保存・継承してきたという共通点のある両府県が、連携・協力を図ることにより、さらなる文化振興・発信に取り組むとともに、その他共通する課題に係る相互連携関係を構築し、両府県のさらなる発展につなげることを目的とする。

（連携事項）

第2条 両府県は、前条の目的を達成するため、以下の事項について連携・協力して取り組む。

- （1）文化の振興に関する事
- （2）食文化の発信に関する事
- （3）伝統工芸の継承に関する事
- （4）クルーズ船の誘致促進に関する事
- （5）その他両府県が個別に合意する事項

（その他）

第3条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、両府県が協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年12月4日

京都府知事

西脇隆俊

石川県知事

西脇